

7 会員就業規約

センター理念「自主・自立、共働・共助」

センターと会員とは、法人と構成員という関係にあるが、雇用関係はない。（雇用労働における使用者と労働者という関係ではない。） さらに、発注者との間にも雇用関係を生じることはない。（無料職業紹介事業及び労働者派遣事業は除く。）

そのため、センター事業の運営やセンターから請け負った仕事については、その準備から完成まで会員自身の責任で自主的に行わなければならない。

自分たちの力で会員や仕事を増やし、自分たちの力で仕事を完成させる。それが「自主・自立」となり、また同じ目的のために一緒に働くことにより個人的な能力差を越え、助け合いながら仕事を完成させる。これが「共働・共助」である。

（目的）

第1条 公益社団法人安芸高田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、正会員（以下「会員」という。）の就業について必要な事項を定めるものとする。

（仕事の受注）

第2条 センターは、高齢者にふさわしい仕事を家庭、事業所、公共団体等から請負又は委任契約により有償で引き受けるものとする。

2 センターで取り扱う仕事は、次のとおりとする。

- (1) 雇用によらない「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業
- (2) 雇用による「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業

3 センターで取り扱わない仕事は、就業提供の停止・禁止等規程において別に定める。

（受注票）

第3条 センターは、前条により仕事を引き受けた場合、次の内容等を記載した受注票を作成する。

- (1) 発注者名（お客様名）及びその住所・連絡先、受注件名（契約件名）、仕事の内容や量、遂行方法、就業場所、履行期限等
- (2) その他就業に必要な情報及び留意事項

（就業機会の提供基準）

第4条 センターは、会員の希望した職種等を参考にし、公平な就業機会を提供するよう努めるとともに、次の基準を満たす者及び発注者からの仕事の意向等を考慮し、就業の提供を行うものとする。

- (1) センターの目的・趣旨を理解し、就業承諾書を遵守する者
- (2) 本規約並びに定款、諸規則・規程、安全・適正就業基準等を理解し、遵守する者
- (3) 健康状態が良好な者

- (4) 就業に必要な技能及び経験、資格等を保持している者
- (5) 総会、地域班会議、職群班会議等、講習会・研修会等へ積極的に参加し、就業意欲、知識・技能・技術の向上、資格取得を図る等、常に自己能力の向上に意欲的な者
- (6) その他就業の適正等を推進できる者

(就業提供の方法・連絡)

第5条 センターは、請負又は委任契約により受注した仕事を請負又は委任形式による方法で会員へ提供し、作業の見積書を会員へ依頼するとともに適切な助言に努めるものとする。

2 前項の提供の際には、あらかじめ受注票へ必要書類を添付し、作業内容や諸条件を会員等へ明示し就業の同意を得るものとし、連絡方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 職群班の正副班長又は各地域の役員を通じ連絡
- (2) センター事務局から直接該当会員へ連絡

(就業上の遵守事項)

第6条 就業上の遵守事項については、別表1のとおりとする。

(就業時間)

第7条 会員の就業時間は、健康、福祉、適正な就業等を考慮し、1日8時間以内とする。

2 就業の開始時刻は、作業現場周辺（近隣住居等）状況を考慮し、午前8時前に就業を開始してはならない。

3 前2項に関して、就業履行上やむを得ないと理事長が認めたとき又は契約書により別に定めたときはこの限りでない。

(就業報告書の作成・提出)

第8条 契約内容に基づき仕事を遂行し、完成した会員は、就業報告書（様式1）を速やかにセンターへ提出しなければならない。

2 就業報告書の作成及び提出方法等は、別表2のとおりとする。

3 理事長が特に必要であると認めたときは、作成・提出方法、就業報告書の様式等を変更することができる。

(配分金支払い)

第9条 会員が就業した場合の配分金（報酬）は、就業報告書により計算し、別に定める配分金規約において支払うものとする。

(就業の停止・禁止等)

第10条 就業提供の停止・禁止等については、就業提供の停止・禁止等規程において別に定める。

(就業の終了)

第11条 センターは、次の各号に会員が該当したときは、就業を終了する。

- (1) 仕事を完成したとき、就業期間又は契約期間を満了したとき
- (2) 本人から就業を取りやめたいという申し出があったとき。ただし、継続就業の場合は原則2ヶ月前までに申し出なければならない。
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) 国の機関等から指導・是正命令、法令により終了しなければならなくなったとき
- (5) 天災、地変、その他やむを得ない事由によって業務の継続が不可能となったとき
- (6) 理事長又は理事会が必要であると認めたとき

(資格・修了証、健康診断書等の提出又は提示及び費用)

第12条 センターは、契約書又は就業上必要であると認めたときは、資格・修了証、健康診断書等の提出を会員へ求めることができる。

2 前項の費用は、就業会員が負担するものとする。ただし、契約書又は理事長が別に定めたときはこれによる。

(就業に必要な道具及び器材等の貸出)

第13条 就業に必要な作業服、道具等は就業会員本人が準備するものとする。ただし、契約書で別に定めたときはこれによる。

2 センターが所有又はリースしている器材及び自動車等を使用し就業するときは、別に定める器材等貸出要綱及び自動車貸出要綱において貸出するものとする

(継続就業)

第14条 本規約に定めのない継続的な就業（同一発注者から同一の仕事内容で同一の就業場所に年間又は継続的に就業する仕事）について必要な事項は、継続就業に関する要綱において定めるものとする。

(傷害、損害保険)

第15条 就業中及び就業途上等における傷害保険及び損害保険については、シルバー保険及び保険料等に関する規程により別に定める。

(委任)

第16条 この規約に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規約は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センターの設立の登記の日から施行する。